

# 1 重要な会計方針

## (1). 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

#### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

## (2). 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（または償却原価法（定額法））

### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

## (3). 有形固定資産等の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物…10 年～50 年

工作物…3 年～60 年

物 品…2 年～18 年

### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によります。)

- ③ リース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4). 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金 未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(または個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。短期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により(または個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により(または個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち岩沼市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

- ③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5). リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。) 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

- ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6). 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（本市の資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (7). 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

#### (8). 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第7章第8節によっています。

ただし、同通達においては、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が60万円に満たない場合は修繕費とすることとされており、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

## 2 重要な会計方針の変更等

該当の事項はありません。

## 3 重要な後発事象

該当の事項はありません。

## 4 偶発債務

#### (1). 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する負担はありません。

#### (2). 係争中の訴訟等

財務諸表に重要な影響を与える訴訟等に該当はありません。

## 5 追加情報

### (1). 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 令和3年4月1日～同年5月31日までの出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	△1.1%	—

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 1万円
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 1億446万円
- ⑦ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金に係る費用4,410百万円を行政コスト計算書の補助金等に計上しております。特別定額給付金の財源となる補助金収入4,410百万円を純資産変動計算書の国県等補助金に計上しております。

### (2). 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

土地 11億3,766万円（13億3,628万円）

令和3年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

括弧内の数字は、貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減債基金に係る積立不足額 該当ありません
- ③ 基金借入金（繰替運用）残高 該当ありません

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 128億2,637万円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

項目	金額
標準財政規模	96億7,810万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	10億8,015万円
将来負担額	165億4,623万円
充当可能基金額	111億5,250万円
特定財源見込額	31億7,201万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	128億2,637万円

(3). 行政コスト計算書に係る事項

該当の事項はありません。

(4). 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5). 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △28億8,104万円

※業務活動収支（支払利息支出を除く）＋投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩し収入を除く）として算出

基礎的財政収支は、地方債の借入や財政調整基金等の繰入を差し引いた収入と、地方債の償還や財政調整基金等の積み立てを差し引いた支出の差額で表されるもので、その年の税收等で必要な支出がまかなえているかどうかを見ることができます。

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	270億9,254万円	254億6,590万円
繰越金に伴う差額	△14億3,057万円	- 円

歳計剰余金処分による基金積立に伴う差額	- 円	7 億 2,000 万円
資金収支計算書	256 億 6,197 万円	261 億 8,590 万円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

また、歳計剰余金処分による基金積立は歳入歳出決算書の歳出に含めないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

	金額
資金収支計算書	
業務活動収支	△20 億 2,186 万円
投資活動収入の国県等補助金収入	1 億 8,064 万円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	2 億 8,965 万円
減価償却費	△7 億 3,636 万円
賞与等引当金繰入額	△1 億 8,949 万円
徴収不能引当金繰入額	△311 万円
資産除売却損	△186 万円
資産売却益	2,008 万円
純資産変動計算書	
本年度差額	△24 億 6,231 万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 15 億円 ※一時借入金はありません

⑤ 重要な非資金取引

該当の取引はありません。